

旭川市立向陵小学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和7年4月 改定)

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 市立学校の責務等	…	4
3 いじめの定義等	…	5
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組	…	9
1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進	…	10
3 いじめの防止等の対策のための組織の設置		
4 いじめ防止	…	13
5 いじめの早期発見	…	14
・いじめ発見・見守りチェックシート	…	15
・主な相談窓口	…	16
6 いじめへの迅速かつ適切な対応	…	17
7 いじめの解消	…	21
・早期発見・事案対応マニュアル	…	22
・いじめ事案対応フロー	…	23
8 家庭や地域、団体との連携	…	24
9 関係機関等との連携		
・いじめ等に関する相談対応フロー	…	25
10 重大事態への対応	…	26
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	…	27
12 学校いじめ防止プログラム	…	28

【別紙資料】 家庭用 子どもの様子チェックリスト

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」「旭川市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）」「旭川市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

昨年度本校は、「いじめ防止プログラム」に基づいて、アンケート調査やストレスチェックの実施、日々の児童観察や「いじめ発見チェックシート」を活用した情報収集による早期発見に努めるとともに、学校いじめ対策組織を中心に組織的対応を進めてきました。また、積極的指導に関する教職員研修を実施し、未然防止にも努めてきました。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動で

きるようにするため、児童のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、すべての児童が安心・安全に生活できる学校を目指し、子どもの権利を尊重していきます。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。いじめを受けた児童に寄り添うことを第一に考え、速やかに対応するとともに積極的に認知していきます。

また、児童自身がいじめの問題に関する理解を深めることができるよう、「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を策定し、児童が主体となって未然防止に取り組んでいけるよう努めていきます。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、法第22条に基づき「学校いじめ対策組織会議」（以下「組織会議」という。）を設置し、組織的に対応していきます。児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに「学校いじめ対策組織」（以下「対策組織」という）と情報共有し、迅速かつ適切に対処していきます。

認知した事案については、旭川市いじめ防止対策推進部（以下「推進部」という。）や旭川市教育委員会いじめ対策指導課（以下「指導課」という。）と連携を取りながら、解消に向けて取り組んでいきます。

また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、他の児童に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童の心構え

児童は、互いの人権を尊重し、他の児童に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

2 児童は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や児童、地域の方々との連携を密にすることでいじめの未然防止、早期発見や解消に向けて進められると考えています。そこで、条例や市の基本方針をもとに、いじめの定義・対応・解消についての情報発信を年度当初に行います。また、いじめアンケート結果の公表や学校いじめ防止プログラムの周知やご協力をお願いを保護者懇談等の機会に取り組んでいきます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、指導連絡協議会(補導連絡協会)等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができません、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

- アの要件にある「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- 学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- イの要件にある「いじめが『解消している』状態」とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意

深く観察する。

- いじめの解消は、いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係修復に向けての一步ととらえ、継続して双方の児童の心のケアに努める。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- | |
|--|
| ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき |
| イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき |

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

【令和6年度の本校のいじめの実態】

- | |
|---|
| ○校内いじめ対策組織で認知したいじめに関し、解消に向け組織的に対応した。 |
| ○いじめ把握のためのアンケート調査の中で「嫌な思いをしたことがある」と訴えがあり、いじめとして認知した事案（令和6年度は100件）について指導対応をし、3月末段階で次年度に継続した事案は19件ある。解消率は81%であった。 |
| ○令和5年度からの継続事案が1件、不登校重大事態と認定した。 |
| ○「嫌な思い」の様態 <ul style="list-style-type: none">・仲間はずれ、無視・たたかれる、けられる・悪口を言われる・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など |
| ○児童アンケート <ul style="list-style-type: none">・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童が100%（前年度比±0%）となり、令和6年度の目標を達成することができた。・嫌なことがあったときに「誰にも相談しない」児童0%（前年度比±0%）を目指し、達成することができた。 |

【令和7年度目標】

1 全校

- (1)「安心して学校生活を送ることができた」児童90%を目指す。
- (2)「友達の良さを見付けることができた」児童90%を目指す。
- (3)「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」児童100%を目指す。
- (4)嫌なことがあったときに「誰にも相談しない」児童0%を目指す。
- (5)児童観察や相談等による未然防止と早期発見、迅速な対応をする。

2 生徒指導部

- (1)情報収集に努め、いじめ対策組織を中心に「早期発見・事案対応マニュアル」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、積極的認知、迅速な対応、解消を目指す。

3 教職員

- (1)人事評価シートにいじめ防止に関する個人目標、手立てを設定し、法に基づいた積極的な認知を推進していく。

4 児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- (1)児童会を中心に児童自らがいじめの未然防止について取り組む活動を充実させ、目標の達成を図る。

2 児童が主体となった取組の推進

「令和7年度 学校いじめ防止基本方針（児童用）」を策定し、また、児童会を中心に児童自らがいじめの未然防止について取り組む活動を7月・11月に実施します。昨年度は、各学級でのいじめ防止についてのスローガンを考え、児童玄関前に掲示したり、動画作成をしたりしました。また、今年度も全校児童の「いじめは許されない」「いじめを防ぐ」という意識向上を図るとともに、全校への発信をして未然防止の意識向上に取り組みます。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

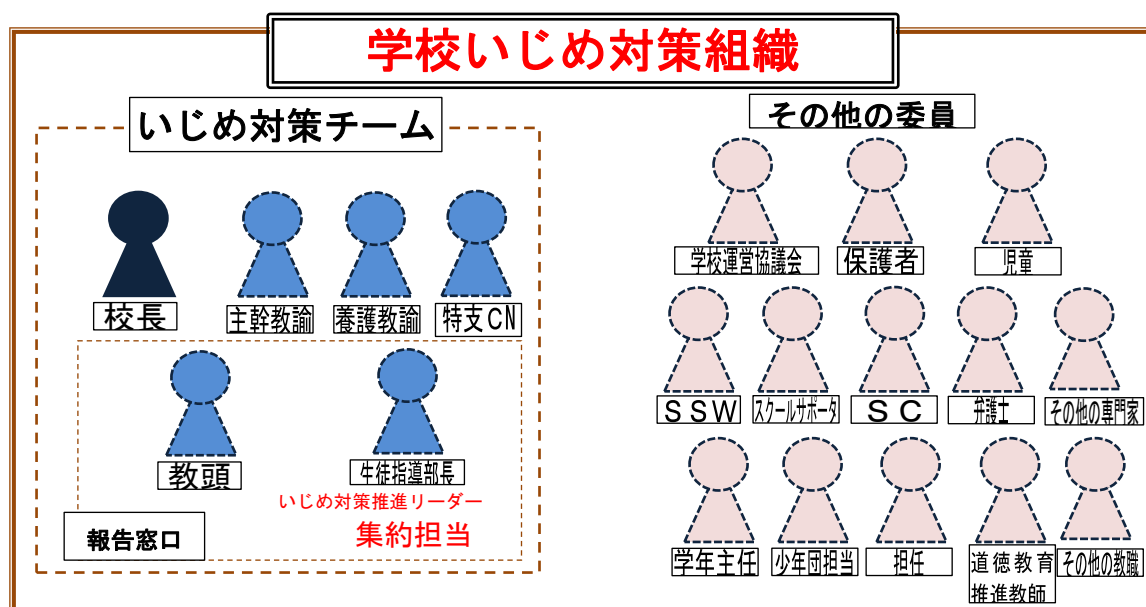
「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。組織内に「いじめ対策推進リーダー」を配置し、教頭が「報告窓口」としていつでも相談を受けられるようにするとともに、いじめ対策推進リーダー（生徒指導部長）が、「集約担当」として、その後の対応をコーディネートします。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。



(2) 学校いじめ対策組織の体制

本校は、「学校いじめ対策組織」の体制の整備し、気づきを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組めます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底します。整備に当たっては次のことに留意します。

- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制

- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的に応じて適切に開催するなど、迅速な判断を要する場合は、全員が揃わなくとも機動的に対応できる体制
- ・いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に向けて、月1回以上の対策組織会議を開催し、学期1回のスクールカウンセラー出席

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には対策組織会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する

オ) いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する

イ) 本基本方針の内容が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

ウ) 本基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う

エ) いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う

オ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録し、文書管理規定の保存淵源を厳守の上、整理・保管する

4 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

- ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア) 教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- イ) 児童の発達段階や実態に応じた人権教育プログラムの充実、「生命（いのち）の安全教育」の充実、コミュニケーション能力の育成、情報モラル教育の充実、分かりやすい授業づくりの推進、「性的マイノリティ」とされる児童や「多様な背景を持つ児童」への適切な支援や周囲の児童への必要な指導により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- ウ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることで、できる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

- ・委員会、係活動の充実
- ・年3回、生徒指導部主催の校内研修の実施 等

(5) 児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会中心に進めます。
- イ) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

5 いじめの早期発見

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のために、次の取組を進めます。

(1) いじめの兆候の早期発見

- ア) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「心と身体のチェックリスト」や「いじめ発見見守りチェックシート」(P.15参照)の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- イ) 児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知(P.16参照)し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。
- ウ) 5・6年生を対象に年6回「心と身体のチェックリスト」を活用してストレスチェックを実施し、児童が発信するSOSを早期に発見できるよう努めます。

(2) いじめの積極的な認知

- ア) 定期的にブロック内児童交流会を開催して児童について情報共有をし、集約した情報をいじめ対策チームで検討を行い、ささいな兆候であってもいじめを軽視することなくいじめを受けたと疑われる児童に寄り添い、積極的に認知します。

いじめ発見 見守りチェックシート

年 組 記入者 記入日 月 日

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻 欠席 早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は、訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | | |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（きえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができていことがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

児童氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからかいがある。…………… | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

児童氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で少年団の準備や片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 少年団を休み始め、急に少年団を辞めたいなどと言い出す。…………… | [|] |
| ☐ 少年団の話題を避ける。…………… | [|] |

おも そろだんまどぐち
主な相談窓口

◆旭川市子ども SOS 電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法律局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ぜろぜろななのひゃくとおばん）
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
＜受付時間＞ 毎日24時間 ＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343 ＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立向陵小学校 電話 0166-51-5488

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。(P.19「早期発見・事案対応マニュアル」P.20「いじめ事案対応フロー」参照)

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- ウ) いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- オ) いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行います。
- カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- ク) インターネットや SNS 等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第 23 条第 6 項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。(再掲)

コ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ア) いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を迅速に行います。その際、自尊感情を高めるよう留意します。
- イ) 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- ウ) いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- エ) いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- オ) いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- カ) いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- キ) いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- ク) 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- イ) 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ウ) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるよう努めます。

- エ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- オ) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第 26 条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- イ) 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ウ) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚できるよう努めます。
- エ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- オ) 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第 26 条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア) 他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否

かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。

イ) 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

ウ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底します。

エ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

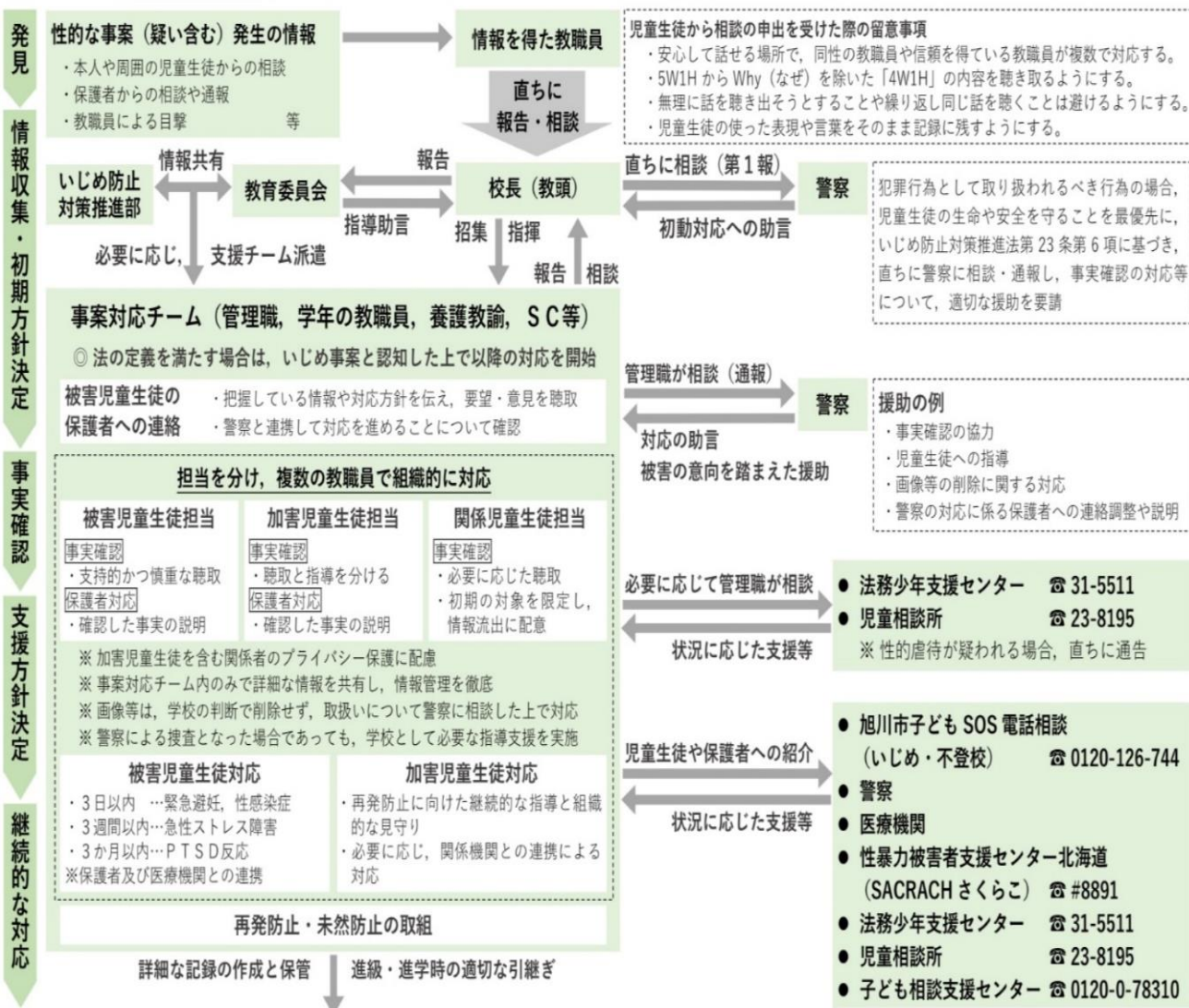
オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第 23 条第 6 項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。(再掲)

性犯罪・性暴力が疑われる事案への対応

令和 7 年 3 月 旭川市教育委員会

対応の基本

- ◆ 児童生徒の人権尊重と安全確保を最優先とし、事案発生疑いの段階でも即日対応
- ◆ 1人で抱え込まず、直ちに校長（学校いじめ対策組織）に報告して組織的に対応
- ◆ 学校が抱え込まず、直ちに警察に相談し、適宜、専門機関と連携・協力して対応



(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

ア 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供します。

イ 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

＜いじめの把握＞

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

＜いじめの報告＞

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
- 指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

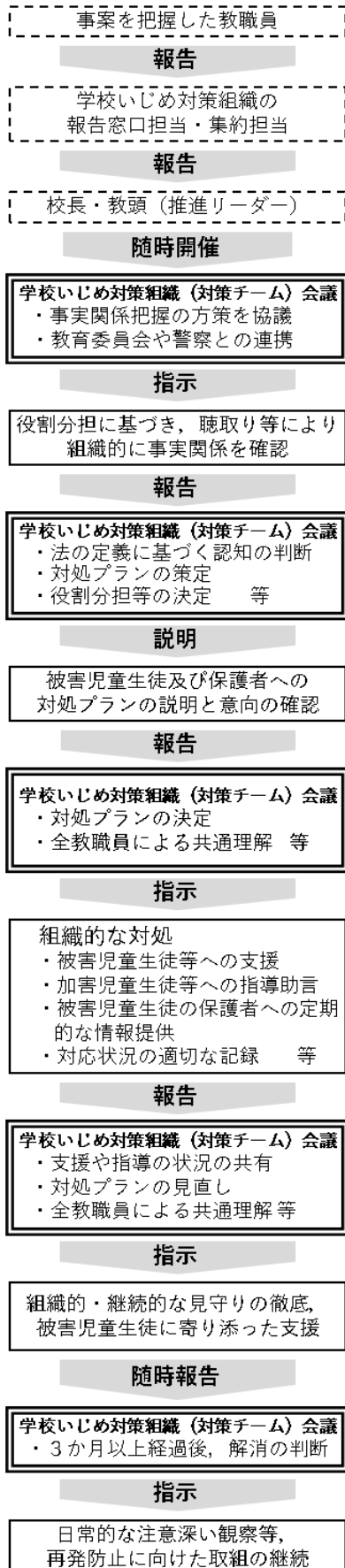
- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

➢ いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

➢ いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
➢ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
➢ 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※ いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

➢ 役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

➢ 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
➢ いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
➢ 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

➢ いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

➢ 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
➢ いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

➢ 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

➢ 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

➢ 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
➢ 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
➢ いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

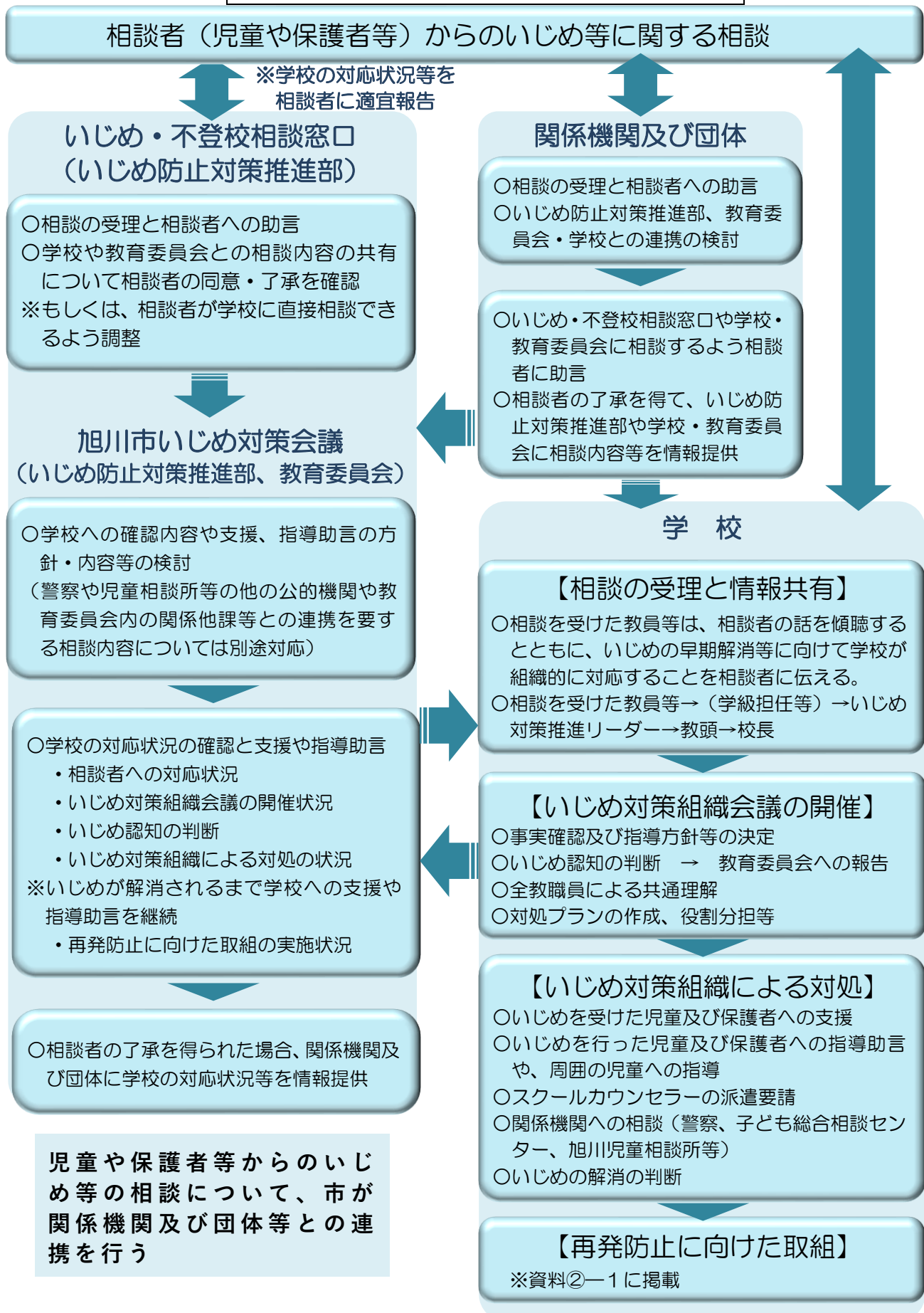
- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組みます。
- イ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。
- ウ 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明します。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童及びその保護者に説明します。
- エ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明します。

9 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。(P.22「いじめ等に関する相談対応フロー」参照)

- ア いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。(再掲)
- イ いじめへの対処に当たっては、必要に応じて「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター(警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応します。(再掲)
- ウ 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告します。

いじめ等に関する相談対応フロー



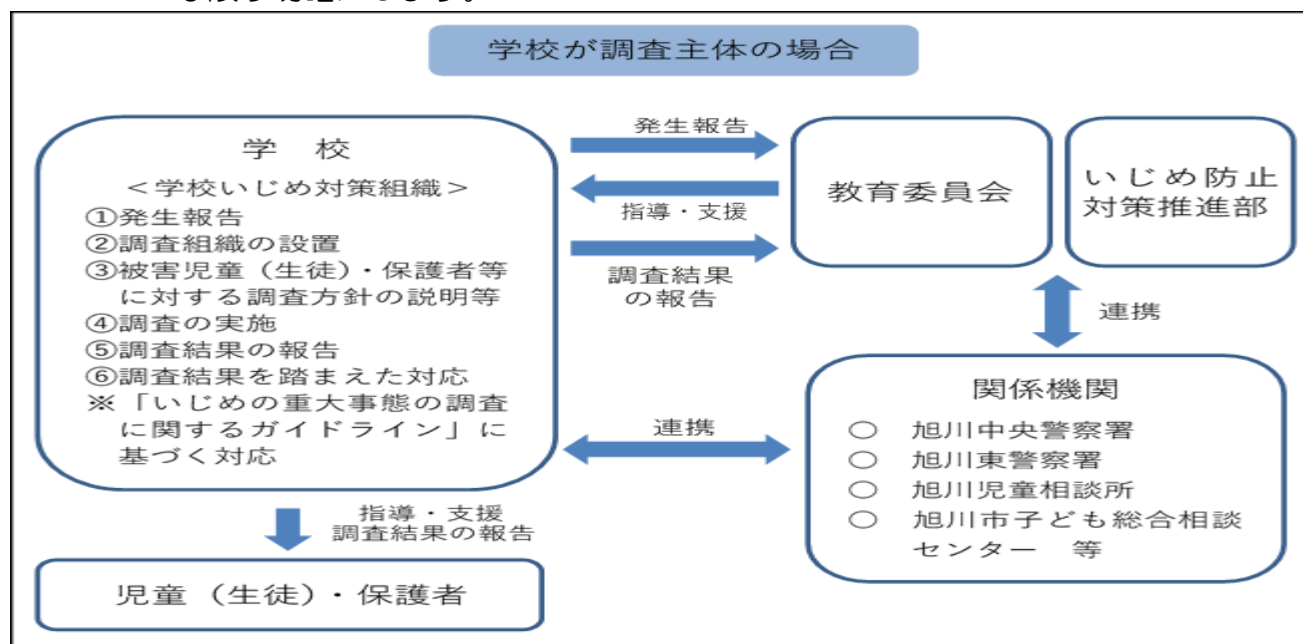
10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- ア) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。特に、法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という。)の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間 30 日が目安となるが、欠席期間が 30 日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。
- イ) 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。
- ウ) 学校から、重大事態発生 の報告を受けた教育委員会は、市長に報告します。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告します。
- エ) 学校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。

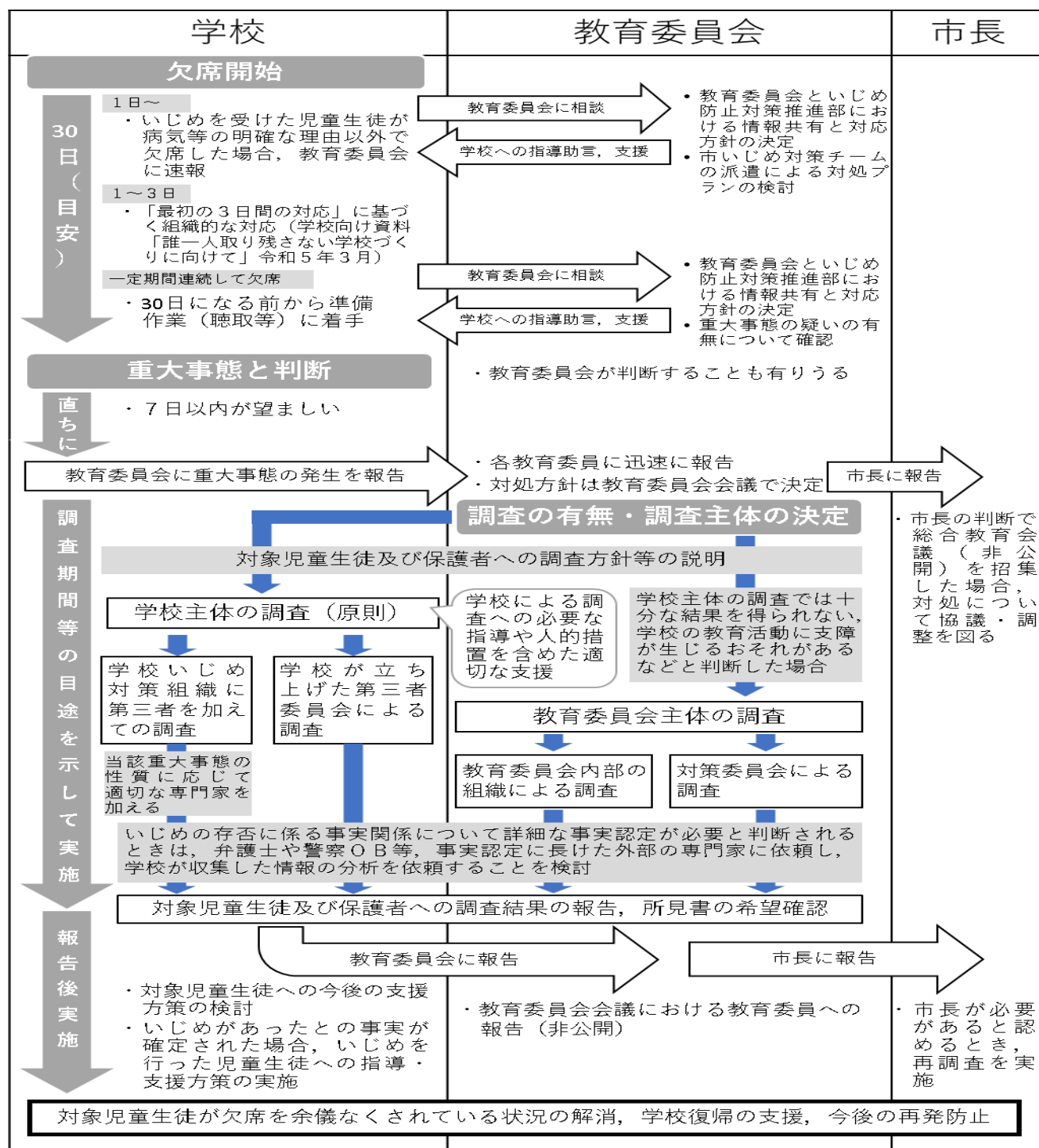
(2) 学校による調査

- ア) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、法第 28 条第 1 項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- イ) 調査は、事実関係を明確にするために行います。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。



(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

旭川市教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改訂や、本校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、本基本方針の点検・見直しを図り、変更したときは、速やかに公表するとともに、家庭や地域のご理解とご協力を得られるよう取組を進めます。

12 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ○児童、保護者への説明内容の検討	○いじめ撲滅集会の計画及 ○いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 ○校内研修①の内容検討及び準備		○ほっと実施方法の確認と実施 ○1学期の取組の点検・評価	○ほっと等、各種調査の結果の分析	○旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流・前期の取組についての点検・評価 ○いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	○いじめについての研修 ○学校いじめ対策組織会議(月1回開催) ・いじめ事案の状況確認と対策検討	○生徒指導事例研修会①「児童理解と保護者対応」		○児童に関わる学校間の情報交流(地区別生指協)		
児童	○学校いじめ対策組織会議・学校いじめ防止基本方針の策定 ○児童情報交流会①・教育相談などで気になった児童についての情報交流 ○生徒指導事例研修会②「積極的な生徒指導の在り方について」	○市教委へのいじめ月末報告(毎月5日まで) ○CAPあさひかわによる人権教育プログラム(第3学年担任) ○いじめ防止対策研修(聴取方法)	○学校いじめ対策組織会議・いじめアンケートの分析、情報共有 ○道教委いじめ問題への取組状況の報告①	○校内支援委員会① ○校内支援研修会①・外部講師を招いた研修	○学校いじめ対策組織会議・各調査の分析結果を受けて2学期重点指導の検討 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 ○校内支援委員会②	○「生命の安全教育」「SNSの適切な利用に係る学習」について提案と実施 ○児童情報交流会②・教育相談などで気になった児童についての情報交流 ○SOSの出し方に関する教育
	○学習及び生活の基礎づくり・学習規律、学習習慣・基本的な生活習慣 等 ○いじめ相談窓口の周知・校内の窓口・「子ども版市長への手紙」・子ども総合相談センター 等	○学校いじめ防止基本方針の説明 ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間) ○運動会に向けてキャリアパスポートの取組 ○情報モラル等の学習の実施	○道教委いじめアンケート調査① ○ストレスチェック①② ○教育相談 ○いじめ・非行防止強調月間①	○ほっとの実施① ○児童会による活動の実施・いじめ撲滅宣言 等 ○学校生活児童アンケート調査① ○キャリアパスポートで1学期の振り返り	○2学期に向けてキャリアパスポートの取組 ○情報モラル等の学習の実施 ○性に関する指導(国際セクシャル教育ガイダンス8つのキーコンセプトを踏まえた取組)	○「生命の安全教育」「SNSの適切な利用に係る学習」 ○いじめ防止の理解を深める学習②(学級活動・道徳の時)
家庭・地域	○保護者懇談会・学校いじめ防止基本方針の説明・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年)		○学校評議員会・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○教育相談(保護者)	○1学期の取組の状況等についての公表・学校だより・参観日 等	○旭川市生徒指導研究協議会への保護者の参加呼びかけ	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○校内研修③に向けて中間リフレクション ○後期の重点的な取組 ○学校いじめ対策組織会議 (月1回開催) ・いじめ事案の状況確認と対策検討	○学校評価における点検項目についての検討 ○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケートの集計、分析 ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査の報告②	○2学期の取組の点検・評価 ○校内支援委員会③ ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組 ○生徒指導事例研修会③ 「振り返り」	○学校評価の結果の分析 ○学校いじめ対策組織会議 ・各調査の分析結果を受けて3学期重点指導の検討	○1年間の取組についての点検・評価 ○学校いじめ対策組織会議 ・いじめアンケートの集計、分析 ○道徳科の年間計画や別様の見直し ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③	○学校いじめ対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換等
児童	○いじめ・非行防止強調月間② ○非行防止教室(SNS) ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 ○CAPあさひかわによる人権教育プログラム(第3学年)	○道教委いじめアンケート調査② ○ストレスチェック③④ ○教育相談 ○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組等	○学校生活児童アンケート調査② ○ほっとの実施② ○情報モラル等の学習の実施		○市教委いじめアンケート調査③ ○ストレスチェック⑤⑥ ○教育相談	
家庭・地域	○学校評議員会 ・2学期の取組についての説明		○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日等	○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○講演会への保護者の参加呼びかけ ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日等